

非常勤給食調理員登録要項

1 登録資格

特定の資格は必要ありませんが、クラスごとの食缶（10 kg程度）の運搬等の仕事があります。

2 職務内容

給食の調理・配膳に関すること及び食器・調理用具の洗浄に関すること等。

その他、学校長(所属長)の指示する業務に関すること。

3 勤務場所

相模原市立小学校、学校給食センターのうちいずれか。

4 任用方法

登録後、必要に応じて勤務条件の合う方を小学校等に紹介いたします。紹介された方は小学校等に出向き面接を受け、その結果により任用が決定します。なお、その際の日当及び交通費は支給されません。

5 任用期間

原則として、1年毎（4月1日～翌年3月31日）の任用となります。

* 次の要件を満たす場合に更新する場合があります。

①その職を教育委員会が必要としている。②勤務成績・勤務態度良好。③更新回数が4回以内である。

* 実際の勤務は検便で陰性でなければできませんので、任用決定後、検便を受けていただきます。

* なお、任用することとなった場合は雇用時健康診断を受診していただきますが、健診の結果、感染症による異常が出た場合は、勤務することができない場合があります。

6 勤務日及び勤務時間

旧相模原市域・城山学校給食センター

給食実施期間中の週2～3日・8：30～17：00の間の6時間又は3時間

藤野地域 給食実施期間中の週3日程度・8：30～15：00の間の5時間

*いずれも休憩時間除く

学校等でローテーション勤務となり、勤務日・勤務時間(早番・遅番等)の割振りについては、学校長等が指定します。

学校の長期休業中の勤務は基本的にありませんが、清掃等のため1日出勤することがあります。

7 報酬

時給 1,091円～ ※月末締め、翌月20日振込み払い

※その他 本市基準により、期末手当の対象となる場合があります。

(交通費)

通勤距離が片道2km以上ある次の方に支給します。(徒歩の場合は2km以上でも支給されません。)

①交通機関を利用される方(1回の限度額2,600円)：通勤1回分×実勤務日数

ただし、1ヶ月の定期券の価格が低廉な場合は定期券の額を支給

②自転車、オートバイ等を利用する方：片道の通勤距離に応じて支給額が変わります。

通勤距離に応じて、規則に則り支給いたします。

8 社会保険等

原則として、健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入はありません。

9 登録期間

登録期間は登録日より3年間とします。ただし、登録辞退者は辞退日までとします。

10 その他

今回は、あくまでも登録であり、任用が必ずあるとは限りませんのでご承知おきください。

連絡先：相模原市教育委員会 学校給食課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

Tel：042-769-8283 Fax：042-758-9036